

【スポーツクリニック】実施要項

1. 目的 本市スポーツ界のスポーツ普及・競技力向上を目的とし、加盟団体と連携し、各団体に即応した事業を実施する。
2. 内容 加盟団体は目的を達成するため下記の事業を行う。
団体は実施する事業について提案を行い、協会は提案のあった事業内容を審査し、選定された団体に負担金を交付する。
 - (1) 各競技の普及啓発事業
 - (2) 各競技の競技力向上事業
 - (3) ジュニア層の普及・育成・強化事業
3. 実施期間 平成31年度（2019年度）（協会承認された日から2020年3月31日まで）
4. 対象 山形市民（団体が所轄する地域が他市町村に及ぶ場合等はこの限りではない）
5. 事業要件
 - (1) 事業は協会と加盟団体が共催で実施することとし、加盟団体が主体となつて行う事業とする。
 - (2) 加盟団体は実施にかかる費用の40%以上を負担する。
 - (3) 協会が負担する負担金の使途は協会が別に定める制限の範囲内とする。
6. 選定方法 競技スポーツ委員会において申込書類を総合的に審査し選定します。
（5団体程度）
7. 選定通知 選考結果通知文を郵送にて送付します。
8. 申込方法 申込書類に必要事項を記入し期限まで事務局宛てに郵送か来館にて提出して下さい。
 - (1) 申込書類
申込書・・・・・・様式1
提案書・・・・・・様式2
予算書・・・・・・様式3
 - (2) 申込期限 2019年5月7日（火）
9. その他 申込書類は協会ホームページからダウンロードできます。

URL <http://yamagatasi-taikyou.jp>

* 申込及び連絡先 *

公益財団法人山形市体育協会事務局（山形市総合スポーツセンター内）
〒990-0075 山形市落合町1番地 TEL023(625)2288 FAX023(625)2285
E-mail : info@yamagatasi-taikyou.jp 担当： 佐藤・太田

事業要件（細目）

1. 傷害保険加入について

事業実施に際し、参加者は傷害保険に加入すること。

2. 負担金の使途について

科目	○認められる費目（例）	×認められない費目（例）
報償費	講師謝金 等 （地元講師の場合、原則有資格者）	・役員等人件費 ・不当に高額な講師謝金 ・その他、左記以外で認めがたいと判断される費目
旅費	講師交通費・宿泊費 等	・役員交通費・宿泊費 ・その他、左記以外で認めがたいと判断される費目
通信運搬費	切手・コピー・FAX代 等	左記以外で認めがたいと判断される費目
消耗品費	スポーツ用具で消耗品と認められるもの 等	・スポーツ用具で消耗品と認められないもの ・その他、左記以外で認めがたいと判断される費目
会議費	事業当日の講師・役員等の弁当代（飲料水含）等	・講師接待・役員打合等飲食代 ・その他、左記以外で認めがたいと判断される費目
印刷製本費	パンフレット印刷代 等	左記以外で認めがたいと判断される費目
賃借料	会場使用料（照明料含） 等	左記以外で認めがたいと判断される費目
保険料	傷害保険加入料 等	左記以外で認めがたいと判断される費目

※上記になく、認めがたい費目等ある場合は別途協議とする

3. 事業報告及び決算報告について

団体は、事業実施後速やかに所定様式により事業報告及び決算報告を行うこと。決算書に決算額（総支出額）の領収書添付を義務とするが、領収書の取扱いについて下記のとおりとする。

- （1）原則、団体が発行する領収書は認められない
- （2）講師謝金等の領収書は、本人の印鑑がなければ認められない
- （3）原則、レシートは認められない